

# 大分県報

令和七年

第五九四号

三月二十五日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………一  
寄附金税額控除対象寄附金指定申請事項の異動の届出……………二  
生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………二  
青少年に有害な興行の指定……………二  
土地改良法による換地処分……………三  
土地改良法による換地処分の届出（市町村営事業）……………三  
都市計画事業の事業計画の変更認可……………三  
教育委員会告示……………三  
個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………三  
正……………四  
開発行為の完了……………四  
落札者等の公示（四件）……………四

### ○告示 示

#### 大分県告示第百三十二号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一条中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三条第三号中「第二条第一項」を「第一条の二第一項」に改め、同条の次に次の二条を

令和七年三月二十五日

加える。

（規則第一条の二第二項第五号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）  
第三条の二 規則第一条の二第二項第五号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

一 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号並びに氏名及び出生の年月日の記載があるもの

二 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六箇月以内のものに限る。）

（規則第一条の二第二項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）  
第三条の三 規則第一条の二第二項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

一 本人の写真の表示のある身分証明書等で、氏名及び出生の年月日の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）

二 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、氏名及び出生の年月日の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）

三 個人番号利用事務等実施者が氏名及び出生の年月日を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類

四 官公署又は個人番号利用事務等実施者が氏名及び出生の年月日を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類

五 税理士証票

第四条第三号を削る。

第五条第一号中「個人識別事項」の下に「（国外転出者（規則第一条の二第二項の国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）」を加える。

第八条第一号中「別表の十六の項又は九十九の項」を「別表の二十四の項又は百三十三の項」に改め、同号イ中「書類」の下に「（当該提供を行う者が国外転出者である場合にあつては、戸籍の附票の写し。第十七条第一号イにおいて同じ。）」を加える。

第九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号

大分県報（告示）

とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 還付された個人番号カード所持者（この告示の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁 令第十号。以下「令和六年改正命令」という。）第二条の規定による改正前総務省 令第十号。以下「令和六年改正命令」という。）第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定による個人番号カードの還付を受けている者をいい、令和六年改正命令の施行の際現に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定による同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受けている者及び令和六年改正命令の施行の日以後に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定による同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受けた者を除く。）に係る本人確認の措置については、この告示による改正前の個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程第四条（第三号に係る部分に限る。）、第九条（第二号に係る部分に限る。）、第十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第二十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なお効力を有する。

大分県告示第百三十三号

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）第二十四条の三第五項の規定による異動の届出があった。

令和七年三月二十五日

大分県知事

佐

藤

樹 一 郎

大分県報（告示）

| 寄附金を受領する者の名称     | 異動事項  | 異動の内容 |       | 異動年月日       |
|------------------|-------|-------|-------|-------------|
|                  |       | 新     | 旧     |             |
| 独立行政法人<br>国立病院機構 | 代表者氏名 | 新木 一弘 | 楠岡 英雄 | 令 六 ・ 四 ・ 一 |

大分県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和七年三月二十五日

大分県知事

佐

藤

樹 一 郎

| 医療機関の名称                  |                           | 所 在 地                   | 変更年月日         |
|--------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------|
| 変更前                      | 変更後                       |                         |               |
| 医療法人悠隆会<br>安心院整形外科<br>医院 | 医療法人九州千<br>雅安心院整形外<br>科医院 | 宇佐市安心院町木裳字西光寺四一<br>三番一  | 令 六 ・ 四 ・ 一   |
| 矢野小児科医院                  | 医療法人すがこ<br>どもクリニク         | 速見郡日出町大字豊岡六一〇〇番<br>地二五一 | 令 六 ・ 四 ・ 一   |
| 井上小児科医院                  | 久持クリニク                    | 中津市大字上宮永字友ノ町一三番<br>地の四  | 令 六 ・ 十 一 ・ 一 |

大分県告示第百三十五号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和七年三月二十五日

大分県知事

佐

藤

樹 一 郎

| 指定年月日 | 種 類 | 題 名 | 制 作 社 名<br>又は配給社名 | 指 定 理 由 |
|-------|-----|-----|-------------------|---------|
|       |     |     |                   |         |

|            |     |                |        |                                                    |
|------------|-----|----------------|--------|----------------------------------------------------|
| 令七・<br>三・四 | 映 画 | 人妻の虜 隣のあさみさん   | オーピー映画 | 著しく青少年<br>の性的感情を刺<br>激し、その健全<br>な育成を害する<br>おそれがある。 |
| 〃          | 〃   | 痴態道楽 熟女発情くりかえし | オーピー映画 |                                                    |
|            |     |                |        | 1 収用の部分<br>変更なし<br>2 使用の部分<br>なし                   |

○教育委員会告示

大分県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業西溝井地区の換地処分をした。

令和七年三月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、臼杵市から田城地区の換地処分をした旨の届出があった。

令和七年三月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施行者の名称  
別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・三・五号 山田関の江線及び三・四・十五号 亀川駅西線

三 事業施行期間

変更前 平成二十六年十二月二十六日から令和七年三月三十一日まで

変更後 平成二十六年十二月二十六日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

大分県教育委員会告示第四号

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程（平成二十九年大分県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十五日

大 分 県 教 育 委 員 会

第一条中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三条第三号中「第二条第一項」を「第一条の二第一項」に改め、同条第五号中「限る」の下に「。以下「税理士証票」という」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（規則第一条の二第二項第五号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）  
**第三条の二** 規則第一条の二第二項第五号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

一 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号並びに氏名及び出生の年月日の記載があるもの

二 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六箇月以内のものに限る。）

（規則第一条の二第二項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）  
**第三条の三** 規則第一条の二第二項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

一 本人の写真の表示のある身分証明書等で、氏名及び出生の年月日の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）

二 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、氏名及び出生の年月日の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）

三 個人番号利用事務等実施者が氏名及び出生の年月日を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類

令和七年三月二十五日

大分県報（告示・教育委告示）

四 官公署又は個人番号利用事務等実施者が氏名及び出生の年月日を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類

五 税理士証票

第四条第三号を削る。

第五条第一号中「個人識別事項」の下に「（国外転出者（規則第一条の二第一項の国外転出者をいう。）にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 還付された個人番号カード所持者（この告示の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁令第十号。以下「令和六年改正命令」という。）第二条の規定による改正前

の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定による個人番号カードの還付を受けている者をいい、令和六年改正命令の施行の際現に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「令和元年改正法」という。）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定による同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受けている者及び令和元年改正法第四条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定による同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受けた者を除く。）に係る本人確認の措置については、この告示による改正前の個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程第四条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なお効力を有する。

○ 公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和七年三月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市湯布院町川上字川原縁四百四十七番一、字道中島四百五十番ほか二筆及び字丸尾四百五十八番三ほか二筆

二 開発区域の面積

七千八百三十五・七〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

東京都中央区八重洲一丁目四番十六号

東京建物株式会社 代表取締役 小 澤 克 人

完了検査年月日

令和七年二月二十八日

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年三月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立杵築高等学校ほか十五施設で使用する電気四百八十九万九千三百二十一キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和七年一月十六日

四 落札者の氏名及び住所

コスモエネルギーソリューションズ株式会社 代表取締役 高山 直 樹

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号



|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>五<br/>落札金額（電気料金の見込金額）<br/>一億二千百二十六万六千六百三円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）<br/>六<br/>契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札<br/>七<br/>一般競争入札の公告をした日<br/>令和六年十二月六日</div> <div>次のとおり落札者等について公示する。<br/>令和七年三月二十五日</div> | <div>一<br/>落札に係る物品等の名称及び数量<br/>大分県立高田高等学校ほか十二施設で使用する電気五百三十六万六千二百三十キロワットアワー<br/>二<br/>契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地<br/>大分県教育庁教育財務課<br/>大分市府内町三丁目十番一号<br/>三<br/>落札者を決定した日<br/>令和七年一月十六日<br/>四<br/>落札者の氏名及び住所<br/>ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤和彦<br/>千葉県柏市若柴百七十八番地四 柏の葉キャンパスK O I L<br/>五<br/>落札金額（電気料金の見込金額）<br/>一億三千百三十八万五千七百六十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）<br/>六<br/>契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札<br/>七<br/>一般競争入札の公告をした日<br/>令和六年十二月六日</div> <div>次のとおり落札者等について公示する。<br/>令和七年三月二十五日</div> | <div>大分県立国東高等学校ほか十七施設で使用する電気四百七十万六千四百四十八キロワットアワー<br/>二<br/>契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地<br/>大分県教育庁教育財務課<br/>大分市府内町三丁目十番一号<br/>三<br/>落札者を決定した日<br/>令和七年一月十六日<br/>四<br/>落札者の氏名及び住所<br/>ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤和彦<br/>千葉県柏市若柴百七十八番地四 柏の葉キャンパスK O I L<br/>五<br/>落札金額（電気料金の見込金額）<br/>一億千五百八十八万九千九百七十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）<br/>六<br/>契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札<br/>七<br/>一般競争入札の公告をした日<br/>令和六年十二月六日</div> <div>次のとおり落札者等について公示する。<br/>令和七年三月二十五日</div> |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <div>一<br/>落札に係る物品等の名称及び数量<br/>大分県知事 佐藤樹一郎</div>                                                                                                                                              | <div>一<br/>落札に係る物品等の名称及び数量<br/>大分県立海洋科学高等学校ほか十九施設で使用する電気五百五万四千五百二十五キロワットアワー<br/>二<br/>契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地<br/>大分県教育庁教育財務課<br/>大分市府内町三丁目十番一号<br/>三<br/>落札者を決定した日<br/>令和七年一月十六日<br/>四<br/>落札者の氏名及び住所<br/>日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵誠二<br/>香川県高松市林町千九百六十四番地一<br/>五<br/>落札金額（電気料金の見込金額）</div>                                                                                                                                                                       | <div>大分県知事 佐藤樹一郎</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

一億二千百十六万八千三百八十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年十二月六日